

(改定案)

逗子市スポーツ推進計画

<2024年(令和6年)3月改定版>

計画期間：令和6年度～令和12年度

スポーツを楽しむまち逗子

～ 青い海と豊かな緑にかこまれて ～

逗子市教育委員会

目 次

I 計画の前提

1. 基本的な考え方	1
(1) 計画策定の経緯・背景	1
(2) 計画策定の目的.....	2
(3) 計画の構成と位置づけ	3
(4) 計画の期間	4
2. 現状と課題	5
(1) 市民の健康・体力づくりの推進	5
(2) 地域におけるスポーツ活動の推進	6
(3) スポーツ推進のための担い手づくり	7
(4) スポーツ実施環境の充実	8

II 計画の体系

1. 基本理念と目標	11
(1) 基本理念	11
(2) 目標	12
(3) SDGsとスポーツ	12
2. 施策の体系	13
3. 施策展開の方向性	14
(1) 健康づくり	14
(2) 場づくり	17
(3) 交流づくり	19
(4) 基盤づくり	21
4. 主な取り組み	23

※本文中に「*」を付している語句については、P30 用語集に解説があります。

Ⅲ 計画の推進

1. 推進体制	26
2. 評価組織	27

Ⅳ 資料

1. 用語集	30
2. 関連法令・計画等	34
3. アンケート調査概要	56
4. 計画の策定について	63

I 計画の前提



1. 基本的な考え方

(1) 計画策定の経緯・背景

スポーツは、達成感、爽快感、仲間との一体感などの精神的な充足をもたらすとともに、体力の向上、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に寄与するものです。特に、ライフスタイルの変化等による体を動かす機会の減少や急激な高齢化が進展する現代社会において、人々が生活の一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたってスポーツに親しむことは、生活習慣病の予防や、介護予防*など、市民が健康的で明るく充実した生活を送る上で、非常に大きな意義を有すると考えられます。

さらに、スポーツを通じたコミュニティの再生、新たな地域文化やスポーツ文化の創造、地域活性化、スポーツ団体やスポーツイベントを通じた人材育成並びに社会体験が不足している青少年に対するスポーツを通じた社会体験及び他の年齢層との交流による健全育成の効果などが期待されます。

① スポーツ推進に関する国の取り組み

国では、2011年（平成23年）にスポーツ振興法を全面的に改正し、スポーツ基本法を制定しました。すべての国民のスポーツ機会の確保、健康長寿社会の実現、スポーツを通じた地域活性化、経済活性化等を掲げ、スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことのできる社会の実現をめざすとしています。

また、スポーツ基本法の制定を受け、各省庁のスポーツに関する施策を総合的に推進するため、2015年（平成27年）にはスポーツ庁が設置されました。

2022年（令和4年）には、スポーツ基本法の理念を具体化し、スポーツ立国実現のための今後5年間の具体的施策等を示す計画として、第3期スポーツ基本計画が策定されました。

この第3期計画では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策を示すとともに、スポーツの価値を高めるための「新たな3つの視点」である、①スポーツを「つくる/はぐくむ」②スポーツで「あつまり、ともに、つながる」③スポーツに「誰もがアクセスできる」と、これらを支える具体的施策、そして今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策を提示しています。

② スポーツ推進に関する神奈川県での取り組み

国の計画を参考にして、地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を都道府県において定めることとなっていることから、神奈川県では、スポーツ振興の考え方や取り組みを示すとともに、市町村との役割分担や連携を踏まえながら、県民が生涯にわたって運動・スポーツに親しむことができ

るようにするための施策を、効率的かつ効果的に進めるため、神奈川県スポーツ推進計画「エンジョイ・スポーツ！かながわプラン」を2017年（平成29年）に策定し、2023年（令和5年）に中間見直しをしました。

計画の目標年度は2025年度（令和7年度）までとし、①誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現②スポーツの持つ力による、前向きで活力ある社会と、共生社会の実現、この2つを基本目標に掲げ、「視点1 誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進」「視点2 スポーツ活動を広げる環境づくりの推進」「視点3 スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現」の3つの視点で施策の基本的な方向を整理し、取り組んでいくとしています。

③ スポーツ推進に関する逗子市の取り組み

逗子市では、1984年（昭和59年）に告示された「スポーツ都市宣言」に基づき、一貫して市民総スポーツ運動が展開されてきました。文部科学省が提唱している総合型地域スポーツクラブ*については、2006年（平成18年）10月から「うみかぜクラブ」が活動しており、継続的な活動を行えるよう支援しています。

○逗子市のスポーツ都市宣言（1984年（昭和59年）5月13日）

私たち逗子市民は、青い海と豊かな緑に恵まれた美しい郷土にあって、生涯を通してスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康な心とからだをつくり、明るく活力に満ちた、創造力あふれる逗子市を築くため、ここに次の目標を掲げ、スポーツ都市を宣言します。

- 1 ひとりひとりがスポーツに親しみ、健康な心とからだをつくりましょう。
- 1 みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり、明るい生活を営みましょう。
- 1 スポーツを通じて、いきいきとした地域連帯の輪をひろげましょう。
- 1 スポーツを通じて、活力に満ちたまちづくりを推進しましょう。

（2）計画策定の目的

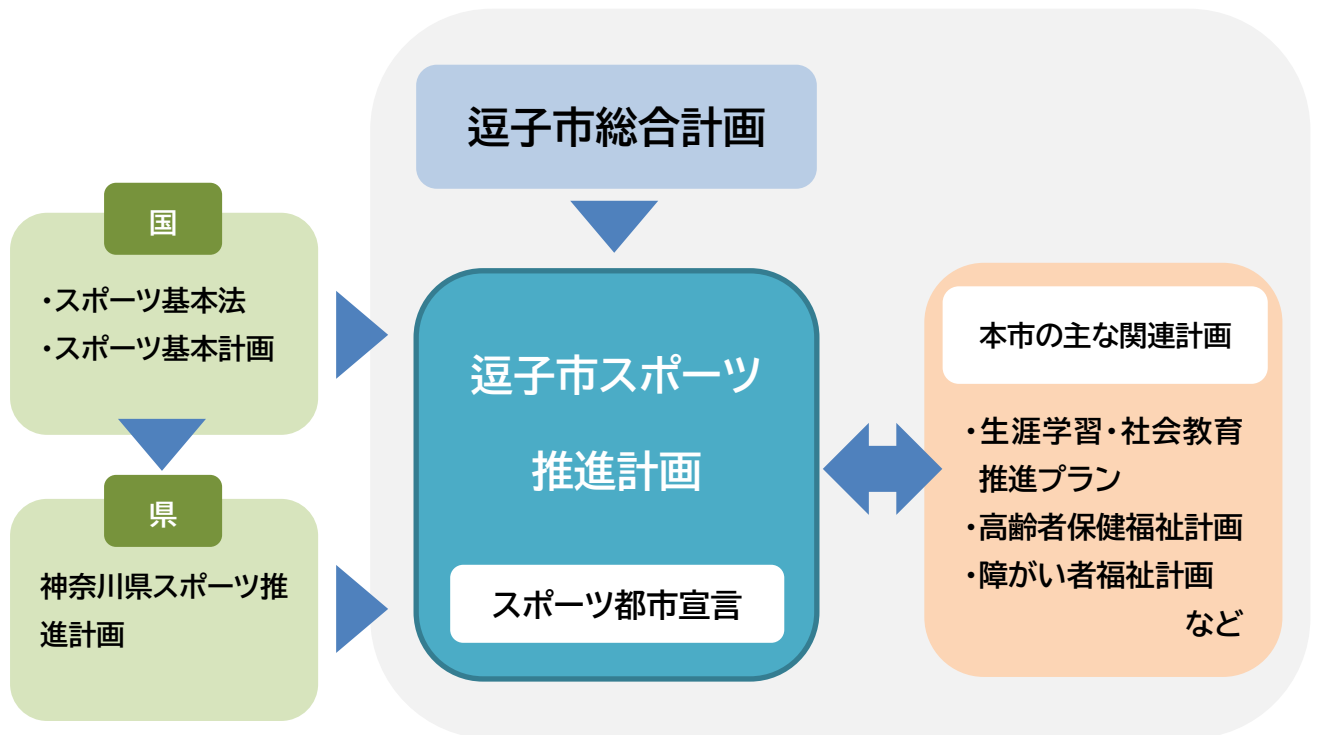
逗子市スポーツ推進計画は、一人でも多くの市民が、スポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツ、健康づくりができる環境の整備に向けた取り組みを示すものです。

(3) 計画の構成と位置づけ

本計画は、2011年（平成23年）8月に施行されたスポーツ基本法、2022年（令和4年）3月にスポーツ庁が策定した第3期スポーツ基本計画及び2023年（令和5年）3月に見直された神奈川県スポーツ推進計画「エンジョイ・スポーツ！かながわプラン」を踏まえて策定するものです。

2023年度（令和5年度）からの逗子市総合計画中期実施計画では、施策体系を5本の柱とし、その1つ「共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち」の中で「スポーツを楽しむまち」を位置づけています。そして、「スポーツ都市宣言」の理念に基づき、市民が継続してスポーツに親しめる環境づくりや機会の提供を行い、市民総スポーツ運動の一層の推進に努める必要があるとされており、その課題解決に向け、本計画を策定し、施策や事業を推進していきます。

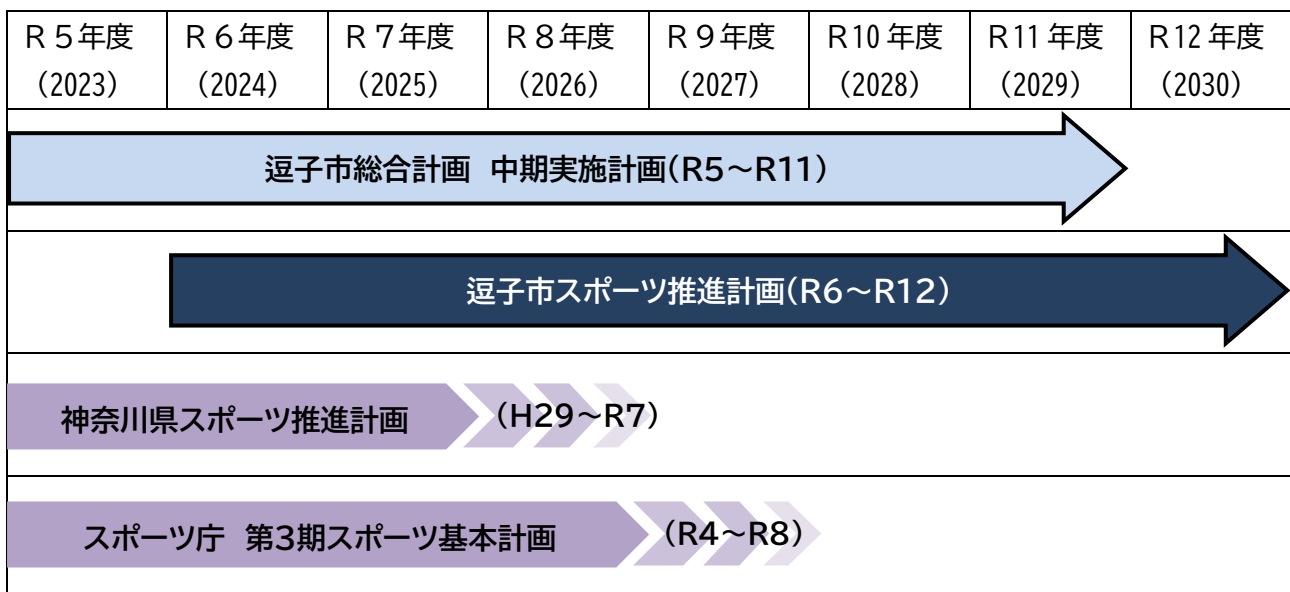
図表 I-1-1 逗子市スポーツ推進計画の位置づけ



(4) 計画の期間

総合計画中期実施計画の期間が 2023 年度（令和 5 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までとなっており、次年度からの後期実施計画を踏まえて本計画の次期改定を行うことから、本計画の期間は 2024 年度（令和 6 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 7 年間とします。またこの間においても、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

図表 I-1-2 計画期間



2. 現状と課題

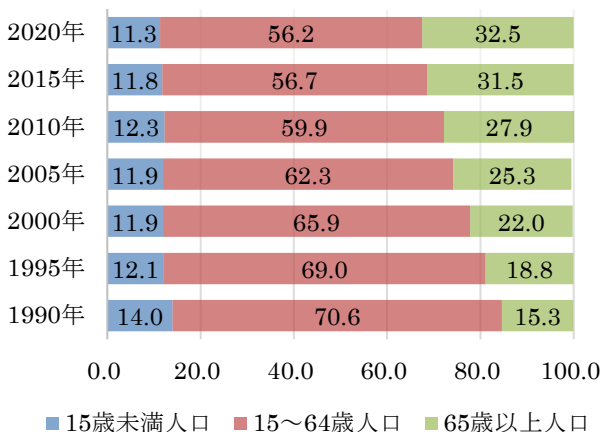
(1) 市民の健康・体力づくりの推進

本市の65歳以上の人口割合は、2020年（令和2年）10月1日現在、32.5%（資料：国勢調査（総務省））となっています。生涯、健康で心豊かに暮らしていくためにもスポーツの果たす役割が期待されます。

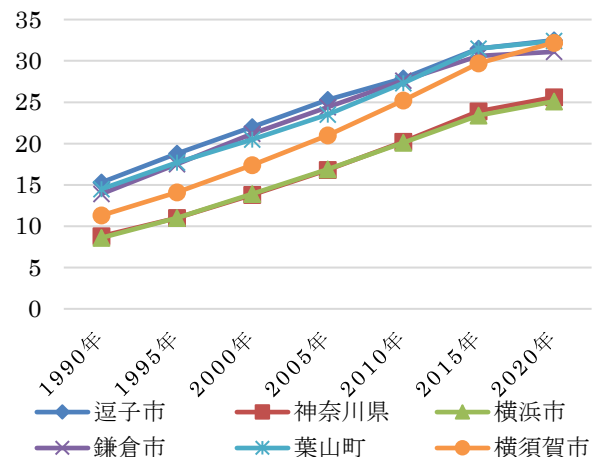
2023年（令和5年）3月に実施した「逗子市の文化振興・スポーツ推進に関するアンケート調査」（文化スポーツ課）によれば、20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率は63.2%となっており、全国値52.3%（資料：令和4年度スポーツの実施状況等に関する世論調査（スポーツ庁））を大きく上回っていますが、今後とも、ひとりひとりが気軽にスポーツに親しみ、健康な心とからだをつくることのできるような機会の提供を行っていくことが重要であると考えられます。

また、子どものスポーツ離れによる体力不足や社会体験不足が問題となっている中、本市の公立小・中学生の週1回以上のスポーツ実施率は85.0%となっています。青少年の健全育成、子どものころからの健康づくりのためにも、継続してスポーツに親しめる環境づくりが求められます。

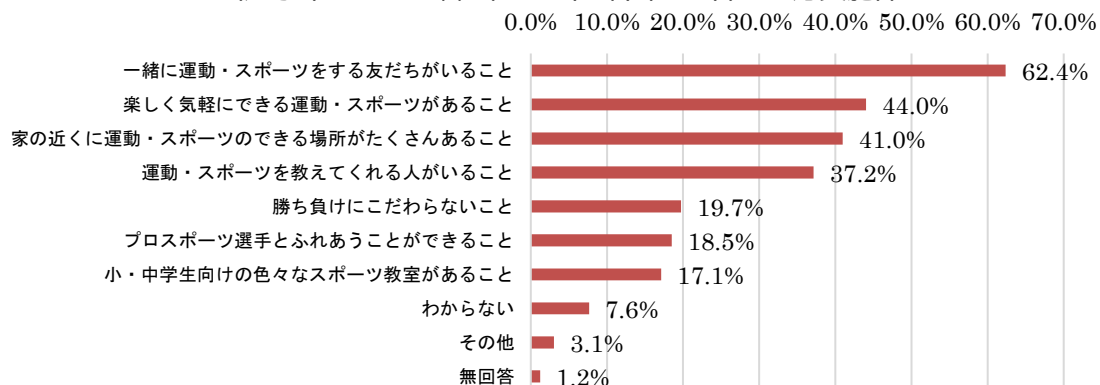
図表 I-1-3 本市の年齢別人口の推移
資料：国勢調査（総務省）



図表 I-1-4 高齢者比率の推移と比較
資料：国勢調査（総務省）



図表 I-1-5 どのようになれば、もっと運動・スポーツをするようになると思うか
資料：運動・スポーツに関する公立小・中学生アンケート結果
（逗子市スポーツ課（2023年（令和5年）12月実施））



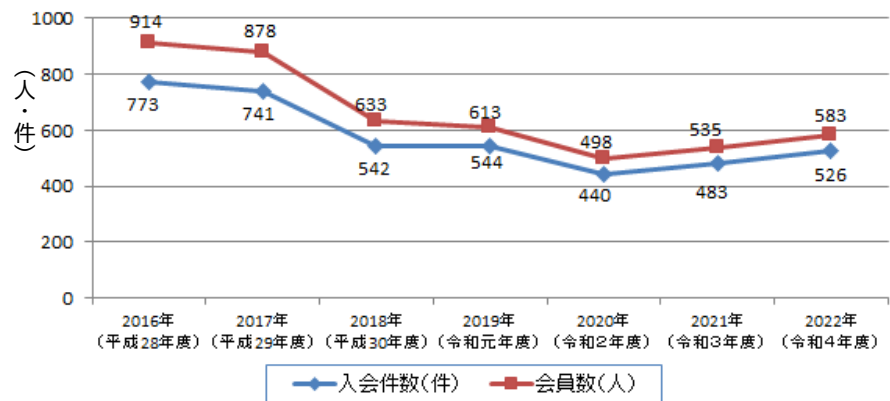
(2) 地域におけるスポーツ活動の推進

本市では、2006年（平成18年）に総合型地域スポーツクラブ「うみかぜクラブ」が誕生するとともに、市内の地区ごと等で運動会が開催されるなど、スポーツを通して、市民の交流が図ることのできる場が用意されています。また、スポーツ関係団体の皆さんからは、市内の小・中学校において、部活動や体育授業の時間の中で、スポーツの指導を行い児童・生徒と積極的に交流をしていきたいといった意見も聞かれます。スポーツを通して、市民同士の交流が図れることはもちろんのこと、コミュニティの再生や地域活動の活発化、さらには、逗子のまちづくりにもつながると考えられます。

そこで、みんなでスポーツを楽しむことのできる場づくりを、既存の資源を活かして、取り組んでいくことが重要であると考えられます。

図表 I-1-6
「うみかぜクラブ」の
入会件数と会員数の
推移

資料：うみかぜクラブ会報
（各年3月時点の実績）



図表 I-1-7 「うみかぜクラブ」における教室開催状況

資料：うみかぜクラブ（2022年度（令和4年度）実績）

種目	実施回数	延参加者数(人)	平均(人)
バドミントン	101	2,843	28
卓球	101	3,689	37
Jr.バドミントン・卓球・ポッチャ	46	1,144	25
テニス	36	955	27
シャイプアップ体操	48	2,091	44
ZUMBA GOLD®	43	1,030	24
アブストレージング	98	1,212	12
健康体操	47	2,278	48
シニアヨガ	92	2,166	24
高齢者体力アップ体操	88	1,390	16
太極拳	21	438	21
おでかけウォーク	11	352	32
ノルディックウォーク	20	290	15
ビーチヨガ	4	139	35
健康筆習い	22	701	32

(3) スポーツ推進のための担い手づくり

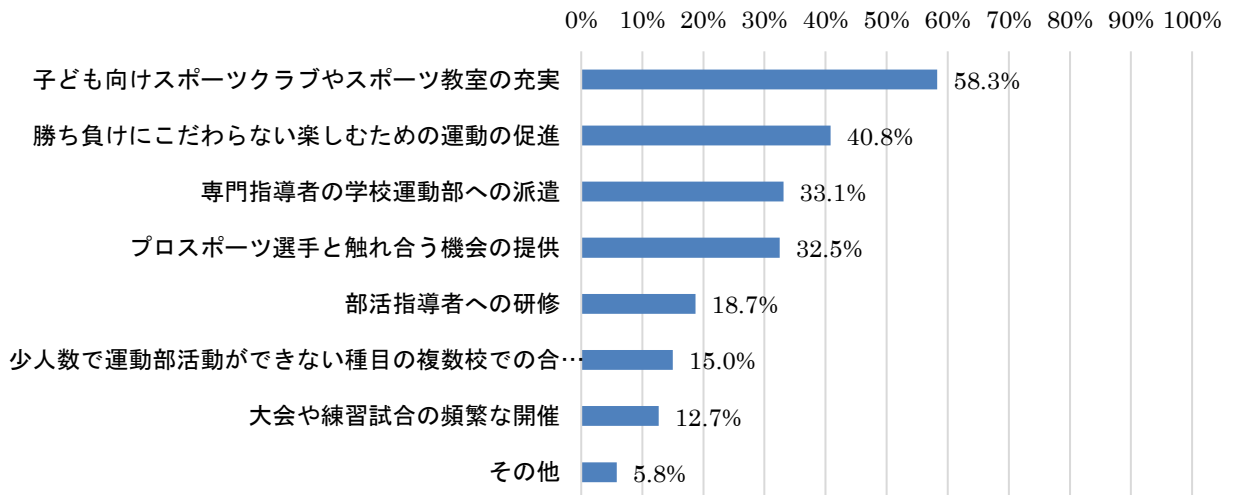
スポーツを通じて、いきいきとした地域連携の輪をひろげるためには、スポーツ推進の担い手、人と人をつなぐコーディネーター役が重要と考えます。

本市には、活動の拠点を地区において、地域に根ざしたスポーツやレクリエーションを企画・立案・実施する地域体育会、スポーツ推進委員、学校支援地域本部*では地域コーディネーター*や学校支援ボランティア*の方など貴重な人材が活動しています。

アンケート調査結果では、「子ども向けスポーツクラブやスポーツ教室の充実」という意見が多くあり、子どものスポーツ等を促進することは、次代のスポーツ推進の担い手の育成につながります。(図表 I-1-8 参照)。また、運動・スポーツを実施する上で重要なこととして「初心者向けのスポーツ教室の充実」、「健康・スポーツ指導者の充実」という意見もありました(図表 I-1-10 参照)。

そこで、貴重な経験を持った市民もたくさんいる中、活動の機会をつくるためのしくみづくりや、交流のための情報発信を積極的に進めていくことが重要であると考えられます。

図表 I-1-8 子どものスポーツ等を促進するために重要なこと
資料：逗子市の文化振興・スポーツ推進に関するアンケート調査結果
(逗子市文化スポーツ課 (2023年(令和5年)3月実施))



図表 I-1-9 地区別スポーツ推進委員数
資料：逗子市文化スポーツ課 (2023年(令和5年)4月1日現在)

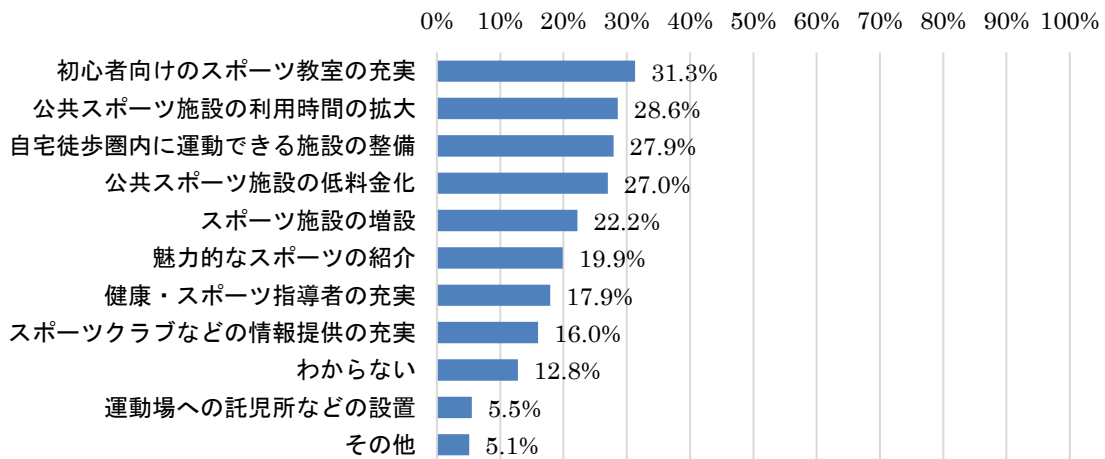
地区名	スポーツ推進委員数(名)
逗子地区	6
桜山地区	7
沼間地区	6
池子地区	8
山の根地区	5
久木地区	9
小坪地区	7
新宿地区	4
合計	52

(4) スポーツ実施環境の充実

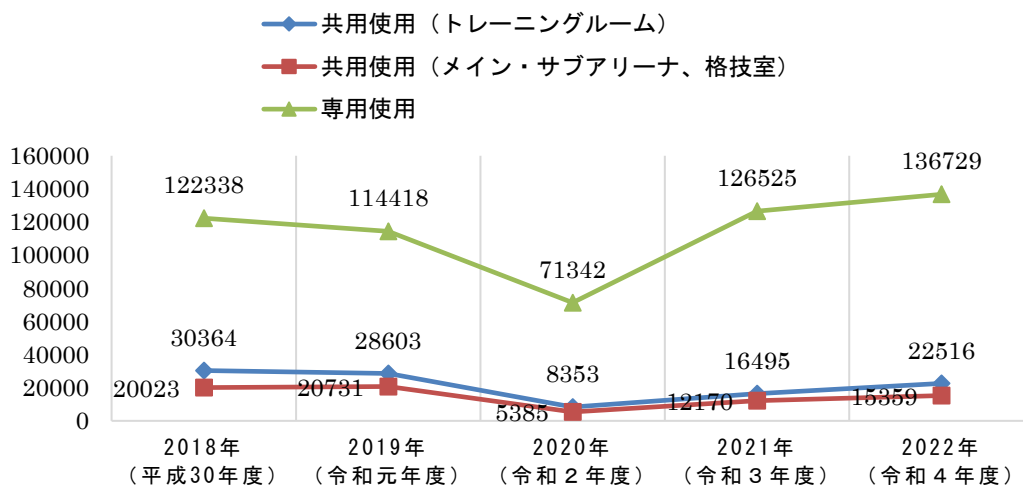
市民の皆さんからは、スポーツ等を実施する上で重要なこととして「初心者向けのスポーツ教室の充実」「公共スポーツ施設の利用時間の拡大」「自宅徒歩圏内に運動できる施設の整備」が、また小・中学生からは「一緒に運動・スポーツをする友だちがいること」「楽しく気軽にできる運動・スポーツがあること」「家の近くに運動・スポーツのできる場所がたくさんあること」という意見が多くありました。

スポーツ教室や交流などの場づくりと施設的な基盤づくりの両面が求められており、新規施設の整備は難しい状況にある中、学校体育施設やその他公共施設など、既存施設の有効活用を図るとともに、逗子海岸をはじめとした市内の自然環境を活かしながら、場づくりも含めたスポーツを実施するための環境づくりをしていくことが重要であると考えられます。

図表 I-1-10 スポーツ等を活発にするために重要なこと
資料：逗子市の文化振興・スポーツ推進に関するアンケート調査結果
(逗子市文化スポーツ課 (2023年(令和5年)3月実施))



図表 I-1-11 市立体育館（逗子アリーナ）利用状況
資料：統計ずし



Ⅱ 計画の体系



Ⅱ

計画の体系

1. 基本理念と目標

(1) 基本理念

逗子市スポーツ推進計画の基本理念を次のように設定します。

スポーツを楽しむまち逗子 ～青い海と豊かな緑にかこまれて～

逗子市において、1984年（昭和59年）に告示された「スポーツ都市宣言」では、「スポーツに親しむことにより、健康な心とからだをつくり、明るく活力に満ちた、創造力あふれる逗子市を築く」と記載されています。

本計画では、この考え方をさらに前に進め、「スポーツを楽しむまち逗子 ～青い海と豊かな緑にかこまれて～」を基本理念として位置づけ、市民と行政が一体となって、各種取り組みを進めていきます。

(2) 目標

「スポーツ都市宣言」において掲げられている4つの目標からなる基本目標を設け、その目標に沿って、スポーツ推進に向けた各種の施策・事業を位置づけることとしました。

4つの基本目標の実現を通して、「スポーツを楽しむまち逗子 ～青い海と豊かな緑にかこまれて～」という基本理念の達成が図られると考えられます。

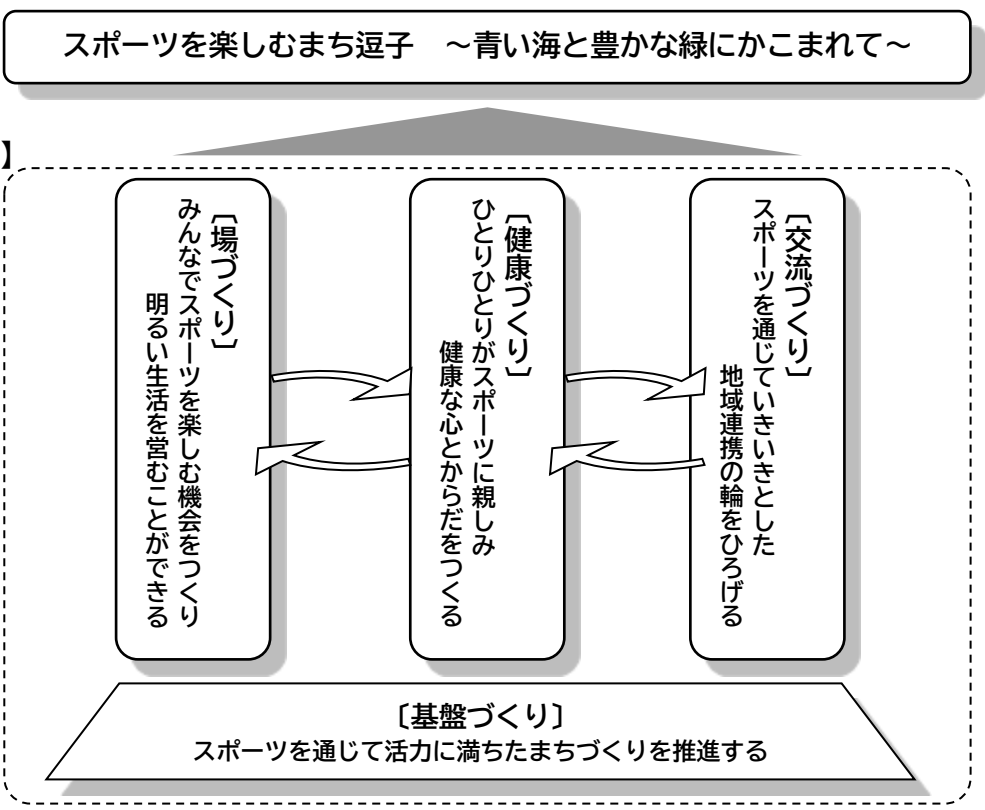
なお、数値目標を設定して、本計画の進捗管理を実施していきます。

【数値目標】

できる限り早期に、20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率が70%以上になっていることを目指す

※スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」における目標に準ずる

図表 II-1-1 返子市スポーツ推進計画の位置づけ



(3) SDGsとスポーツ

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。2015 年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

本市においても総合計画の各施策分野に 17 のゴールを位置付けたうえで、一体的な推進を図っています。本計画では、基本目標ごとに関連する SDGs のゴールを位置づけ施策の推進に取り組みます。



2. 施策の体系

逗子市スポーツ推進計画の施策の体系を次のように設定します。



3. 施策展開の方向性

(1) 健康づくり

ひとりひとりがスポーツに親しみ健康な心とからだをつくります

① 市民の健康・体力づくりの推進

すべての市民が主体的に健康・体力づくりに取り組むことができる環境づくりを推進します。

●スポーツイベントの実施

市民の健康の保持増進及び体力の向上を図るため、全ての市民が参加できるスポーツイベント等を実施します。また、その際には、育児を行っている人、高齢者、障がいのある人などが参加しやすいような環境をつくっていきます。

●スポーツ、健康・体力づくり教室の企画・開催

市民が健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努められるよう、スポーツ、健康・体力づくり教室等を企画・開催し、支援します。また、市民からの健康・体力づくりに関する相談を受けることのできる体制を構築していきます。

(主な事業)

- ・スポーツ、健康・体力づくり教室の開催（社会福祉課、国保健康課）
- ・健康づくり出前講座の実施（国保健康課）
- ・逗子市役所及び逗子アリーナ内未病センターでの健康・体力相談の実施（国保健康課）
- ・逗子市スポーツの祭典の開催（文化スポーツ課）

② 子ども（乳幼児を含む）のスポーツ活動の推進

スポーツを習慣化させるには、子どものころからスポーツを楽しむことが重要であることを踏まえ、多様なスポーツができる環境づくりを進めます。

●乳幼児期から体を動かす機会の提供

乳幼児期の遊びや運動の体験は、心身の健全な発達を促し、生涯を通じて豊かなスポーツライフを築くための基盤となるため、楽しみながら体を動かす機会を提供します。

●学校と地域スポーツ関係団体との連携によるスポーツ実施機会の拡充

子ども（乳幼児を含む）のスポーツ実施機会の創出にあたり、より多くの場を提供できるよう学校施設を有効に活用します。また、学校の求めに応じて、地域のスポーツ指導者を学校部活動などへ派遣し、スポーツ実施機会の充実にに向けた協力を行っていきます。

●中学校部活動の地域移行に向けて

学校と地域が連携・協働し、中学生がスポーツに継続して親しむ機会を確保するため、本市の実情に応じて円滑な運動部活動の地域移行を目指します。

(主な事業)

- ・小学校の体育授業へのスポーツ推進委員等による指導者の派遣（文化スポーツ課）
- ・中学校の運動部活動への地域指導者の派遣（学校教育課）
- ・（公財）逗子市スポーツ協会*（以下、「スポーツ協会」という。）自主事業のジュニアスポーツ教室の実施
- ・スポーツ協会自主事業の親子体操教室の実施

③ 高齢者のスポーツ活動の推進

介護予防には日頃の体力・健康づくりが重要であることを踏まえ、高齢者がスポーツ活動を楽しみ、いつまでも元気で健康な生活を送れるよう、高齢者を取り巻くスポーツ環境を整備します。

●高齢者向けスポーツ、健康・体力づくり教室の企画・開催

高齢者の体力維持・向上のため、健康に主眼をおいた体力づくり教室やスポーツを気軽に体験できるスポーツ教室を開催していきます。

●高齢者向けスポーツメニューの提供・普及

高齢者が無理なく続けられるスポーツメニューを、スポーツ教室や逗子アリーナトレーニング室などを通して提供し、普及していきます。

(主な事業)

- ・「うみかぜクラブ」等による高齢者向けのスポーツ・体力づくり教室の実施
- ・逗子アリーナトレーニング室での健康相談の実施
- ・未病センターでの筋力測定等により、体力維持向上や自己管理のためのメニューを提案（国保健康課）
- ・てく tec 逗子の実施（社会福祉課）

④ 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動への参加促進

障がいのある人も個々のからだの状況に応じて、スポーツを楽しみながら健康増進と社会参加ができるように環境を整備します。

●障がい者向けのスポーツ・健康づくり教室の企画・開催

障がいのある人が健康増進及び体力づくりを楽しみながら、多様なスポーツを実施していけるよう、各種イベントや教室を協働的な視点にたって開催します。

●障がい者の大会への参加支援

障がいのある人が団体競技を楽しんだり、多様なスポーツを実施できるよう、その状況に応じた参加機会を提供していくとともに選手の大会派遣の援助を行っていきます。

(主な事業)

- ・「うみかぜクラブ」等による障がい者向けのスポーツ・健康づくり教室の実施
- ・神奈川県障害者スポーツ大会*への参加支援（障がい福祉課）
- ・ふれあいフェスの実施（障がい福祉課）



(2) 場づくり

みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり明るい生活を営みます

① 地域におけるスポーツ活動の推進

個人でも家族でも団体でも、様々なスポーツを楽しめるよう、地域の仲間と地元でスポーツを習ったり練習したりできる機会を提供し、積極的な参加を促していきます。

●地域対抗球技大会の支援

市民が手軽にできる球技を地域対抗の種目として、家族や地域の仲間、市民全体でスポーツを楽しめる機会をつくります。

●逗子の地域特性を活かしたスポーツ活動の推進

逗子海岸などの豊かな自然を活用し、環境を楽しみながらスポーツのできる教室などを開催し健康づくりを進めます。

(主な事業)

- ・スポーツ協会自主事業のジュニアヨット、ウインドサーフィン教室の実施
- ・学校開放事業の実施による学校体育施設の有効活用（社会教育課）

② 総合型地域スポーツクラブ「うみかぜクラブ」への支援

身近な地域で子どもから高齢者まで、様々な種目に参加することができるスポーツクラブを地域住民が自主的に運営していく、総合型地域スポーツクラブ「うみかぜクラブ」の活動を支援します。

●「うみかぜクラブ」への活動支援

「うみかぜクラブ」の会員を増やし、継続的な活動が実現するよう、広い世代への情報発信と活動場所や運営の支援を進めていきます。

(主な事業)

- ・「うみかぜクラブ」の情報発信の支援（文化スポーツ課）
- ・「うみかぜクラブ」の活動場所や運営の支援（文化スポーツ課）

③ 競技スポーツ活動の機会の提供

さまざまな人々が参加できる競技スポーツ活動の機会と情報を提供し、積極的に競技スポーツ選手の活動を支援します。

●全国的なスポーツ大会への参加支援

選手の全国的な活躍に関する情報発信の強化（広報「ずし」のみならず、ホームページを充実するなど、逗子市出身あるいは逗子市を起点として全国的に活躍するアスリートの情報発信強化）など全国的なスポーツ大会への参加を支援します。

●県主催のスポーツ大会への参加支援

かながわ駅伝*への大会役員・選手派遣を支援します。

●競技スポーツ活動の機会の提供

市民総合体育大会*をはじめとして、その他スポーツ大会や各種教室を開催し、競技スポーツに親しめる機会を提供するとともに、スポーツ活動に関する情報提供を効率的に行うことによりスポーツの推進を図ります。

(主な事業)

- ・スポーツ指導者や子ども向けスポーツチームのデータベース化と情報提供（文化スポーツ課）
- ・初めてスポーツに取り組む方や健康づくりを目指す方への情報提供・相談対応（文化スポーツ課）
- ・県トップアスリート制度の情報発信（文化スポーツ課）
- ・かながわ駅伝への大会役員・選手派遣（文化スポーツ課）
- ・神奈川県障害者スポーツ大会への参加支援（障がい福祉課）



(3) 交流づくり

スポーツを通じていきいきとした地域連携の輪をひろげます

① スポーツ・健康づくり関係の指導者との連携と活用

スポーツ・健康づくり関係指導者の活動支援や人材情報の活用を通して、市民の健康を支援する指導者と連携し、活躍できる環境づくりを推進します。

●スポーツ・健康づくり関係指導者との連携及び活動支援

地域に存在する、スポーツ技術の向上や栄養面、食生活面などから指導ができる指導者と連携し、それらの指導者の活動を支援します。

●スポーツ・健康づくり関係指導者の人材情報の活用

スポーツや健康・体力づくりに関する一定の資格や経験を持ったスポーツ指導者の人材情報を活用し、指導を受けたいスポーツや健康に関する関係団体、愛好者等に対する活動の支援を行っていきます。

●スポーツの推進、健康づくりに関する相談体制の充実

スポーツの推進や健康づくりに関する相談を受け、関連する講座を紹介したり、関係団体の紹介など市民に有用な情報を的確に提供できる体制を充実させていきます。

(主な事業)

- ・スポーツ協会自主事業のみんなでソング、ダンス教室等の実施
- ・県スポーツリーダーバンク*の活用

② スポーツを通じた交流機会の推進

既存のスポーツイベントやスポーツ教室等を通じて、多様な人々・団体との絆を深めていきます。

●スポーツを通じた市民交流の推進

市民総合体育大会、地域ファミリー運動会*、逗子市内一周駅伝競走大会*やスポーツ教室などを開催し、スポーツを通じた市民の交流の機会を推進していきます。

●他市町村とのスポーツ交流の推進

他市町村とのスポーツ交流試合を企画・開催し、多様な人々・団体との交流を推進していきます。

●「する」、「みる」、「ささえる」スポーツの楽しさの普及

誰もが「する」、「みる」、「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツ交流を軸とした共生社会を目指します。

(主な事業)

- ・逗子市スポーツの祭典の開催（文化スポーツ課）
- ・市民総合体育大会の開催
- ・地域ファミリー運動会の開催
- ・逗子市内一周駅伝競走大会の開催（文化スポーツ課）

③ スポーツ・健康づくりの情報発信

いつでも、どこでも、だれもが、なにからでも始められるスポーツの情報発信を実施するとともに、必要としている人に情報が届くよう多様な手段を用いた情報発信を行っていきます。

●市民へ「スポーツ実施と健康づくり」に関する情報発信

スポーツや健康づくりへの積極的な参加を促進するため、各種教室や講座、講演会、情報誌等により、「スポーツ実施と健康づくり」に関する情報を定期的に発信していきます。

●市民等からの情報収集体制の充実

市民等からの情報収集体制を充実するとともに、市民の興味・関心に応えられるような情報が提供できるよう体制を整備していきます。

(主な事業)

- ・広報「ずし」、市ホームページ、各種SNS等の情報発信（文化スポーツ課）

④ スポーツ関係団体等への支援と協働の推進

スポーツ・健康づくり関係団体等と連携を図りながら、各種の取り組みを進め、市民の健康づくりを支援します。

●スポーツ・健康づくり関係団体等への支援

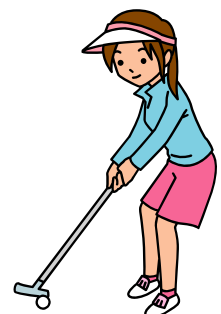
スポーツ・健康づくり関係団体が活発なスポーツ推進活動を行っていくことができるよう積極的に支援・助言を行っていきます。

●「スポーツを楽しむまち返子推進懇話会」の開催

市民のスポーツ推進、健康・体力づくりを支援するため、「スポーツを楽しむまち返子推進懇話会」を設置し、学校、地域社会、スポーツ協会をはじめとするスポーツ関係団体及び行政の連携を密にし、スポーツや健康づくりに関する各種事業を推進します。

(主な事業)

- ・スポーツや健康づくりに関する各種事業の実施
- ・子ども向けスポーツチームのデータベース化と活用（文化スポーツ課）
- ・初めてスポーツに取り組む方や健康づくりを目指す方への情報提供・相談対応（文化スポーツ課）



(4) 基盤づくり

スポーツを通じて活気に満ちたまちづくりを推進します

① スポーツ施設の整備・充実

いつでも、どこでも多様なスポーツを楽しむことのできるよう、新たなスポーツ施設の整備や既存スポーツ施設の有効活用を実施していきます。

●スポーツ・レクリエーションのできる施設の整備・改修

公園運動施設を含めたスポーツ関連施設の整備、改修を進めるとともに、運動遊具の設置など市民が身近で手軽にからだを動かすことのできる場づくりを進めていきます。

●既存スポーツ施設の利用の促進

既設の公共スポーツ施設の利用促進を図っていくため、指定管理者制度*を活用し、市民サービスを向上していきます。

●既存公共施設の有効活用

スポーツ施設の不足などの地域住民の要望に応えるため、社会教育施設や学校体育施設等の効率的な利用を推進していきます。

●高齢者や障がい者等に配慮した施設のバリアフリー化*の推進

高齢者や障がい者等に配慮し、新たな施設の建設時及び既存施設の改修時等にスポーツ施設のバリアフリー化を推進していきます。

(主な事業)

- ・学校開放事業の実施による学校体育施設の有効活用（社会教育課）
- ・施設予約システムの運用
- ・各施設の利用状況調査の実施

② スポーツによる地域創生

市、スポーツ団体、民間企業等が協力し、自然を活用したアウトドアスポーツを通じて、スポーツによる持続的なまちづくり・地域活性化の促進を図ります。

●ハイキングコースやウォーキングコースの維持管理

自然環境を活かしたレクリエーション空間の維持管理を行っていきます。また、子どもたちが自然の中で自由に遊ぶことのできる場を市民団体との協働により提供していきます。

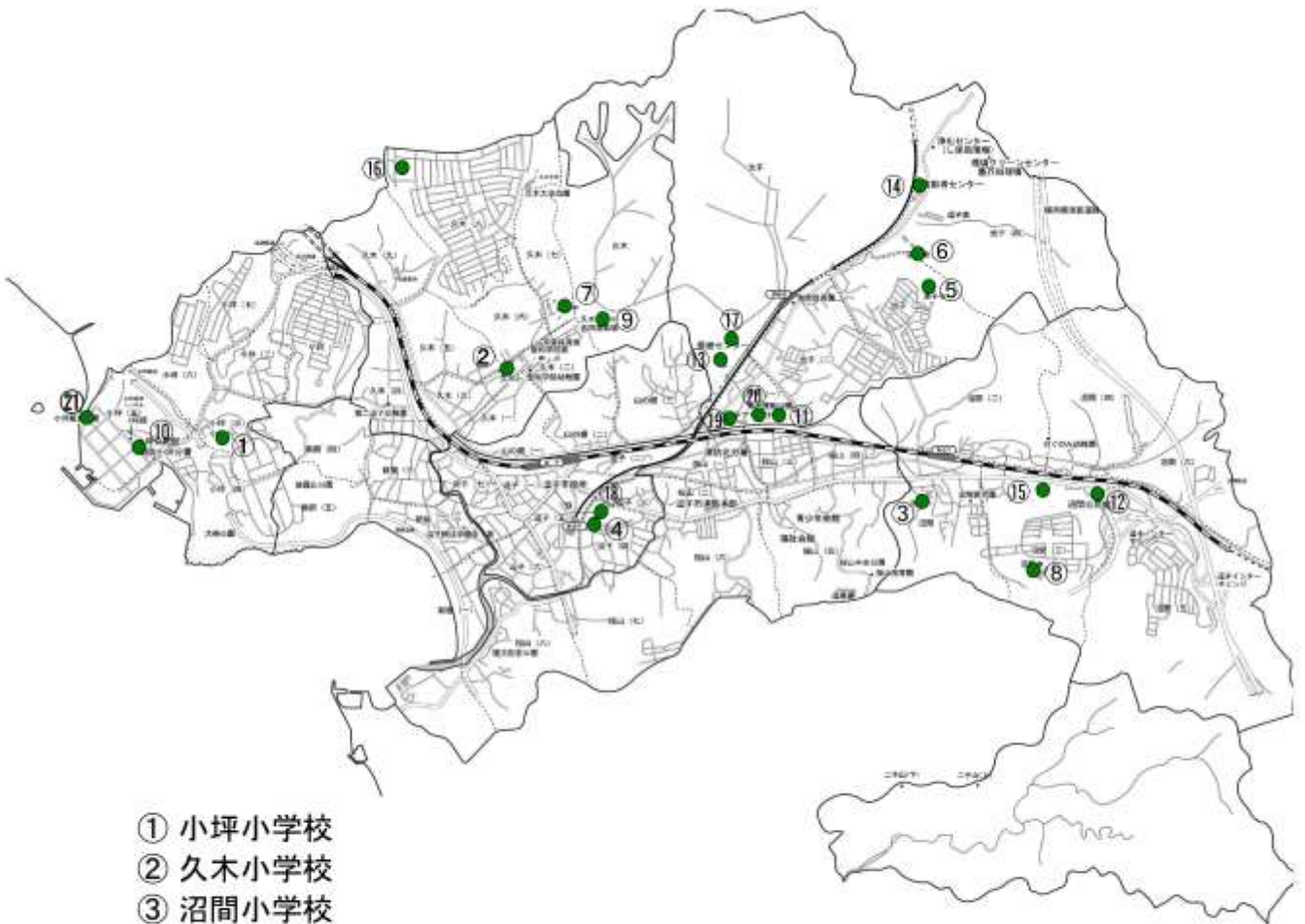
●マリンスポーツ等によるスポーツツーリズムの促進

豊かな自然を活用して、マリンスポーツ体験や、新たなアウトドアスポーツを企画・実施し、アウトドアスポーツによる集客を促進していきます。

(主な事業)

- ・マリンスポーツ教室の開催への支援（文化スポーツ課）
- ・マリンスポーツ等の大会開催への後援等（文化スポーツ課）

図表 II-3-1 スポーツ関連施設マップ



- ① 小坪小学校
- ② 久木小学校
- ③ 沼間小学校
- ④ 逗子小学校
- ⑤ 池子小学校
- ⑥ 逗子中学校
- ⑦ 久木中学校
- ⑧ 沼間中学校
- ⑨ 久木中・小学校共同運動場
- ⑩ 小坪小学校区コミュニティセンター
- ⑪ 体験学習施設(スマイル)
- ⑫ 沼間小学校区コミュニティセンター
- ⑬ 保健センター
- ⑭ 高齢者センター
- ⑮ 沼間スポーツ広場
- ⑯ 逗子ハイランドスポーツ広場
- ⑰ 池子の森自然公園
- ⑱ 市民交流センター
- ⑲ 逗子市立体育館(逗子アリーナ)
- ⑳ 第一運動公園
- ㉑ 小坪飯島公園プール

4. 主な取り組み

本計画を推進していくうえで、必要となる次に挙げる主な取り組みについて進行管理を図ります。
 (①～⑤については、逗子市総合計画の中期実施計画(2023-2029)において、スポーツの推進の主な取り組みとして挙げられている)

主な取り組み

取り組み①	スポーツ活動に係る事業の推進
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市スポーツ推進計画に基づき、スポーツの推進を図る。 ・スポーツイベントやスポーツ、健康・体力づくり教室を企画し、開催する。 ・市民へ「スポーツ実施と健康づくり」に関する情報発信を行う。
取り組み②	総合型地域スポーツクラブの普及・啓発
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの普及・啓発、活動支援を行う。
取り組み③	逗子市スポーツの祭典の開催
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市スポーツの祭典を開催する。
取り組み④	マリンスポーツ等、海でのレジャー体験の推進による地域ブランディング
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会に補助し、マリンスポーツの教室を実施する。
取り組み⑤	子どもを対象としたスポーツ活動に係る事業の推進
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会に補助し、ジュニアスポーツ教室等を実施する。
取り組み⑥	高齢者を対象としたスポーツ活動に係る事業の推進
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部関係所管と連携し、スポーツ教室やイベントを実施する。
取り組み⑦	障がい者を対象としたスポーツ活動に係る事業の推進
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部関係所管と連携し、スポーツ教室やイベントを実施する。
取り組み⑧	学校と地域の連携
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部関係所管と連携し、スポーツ教室やイベントを実施する。

Ⅲ 計画の推進

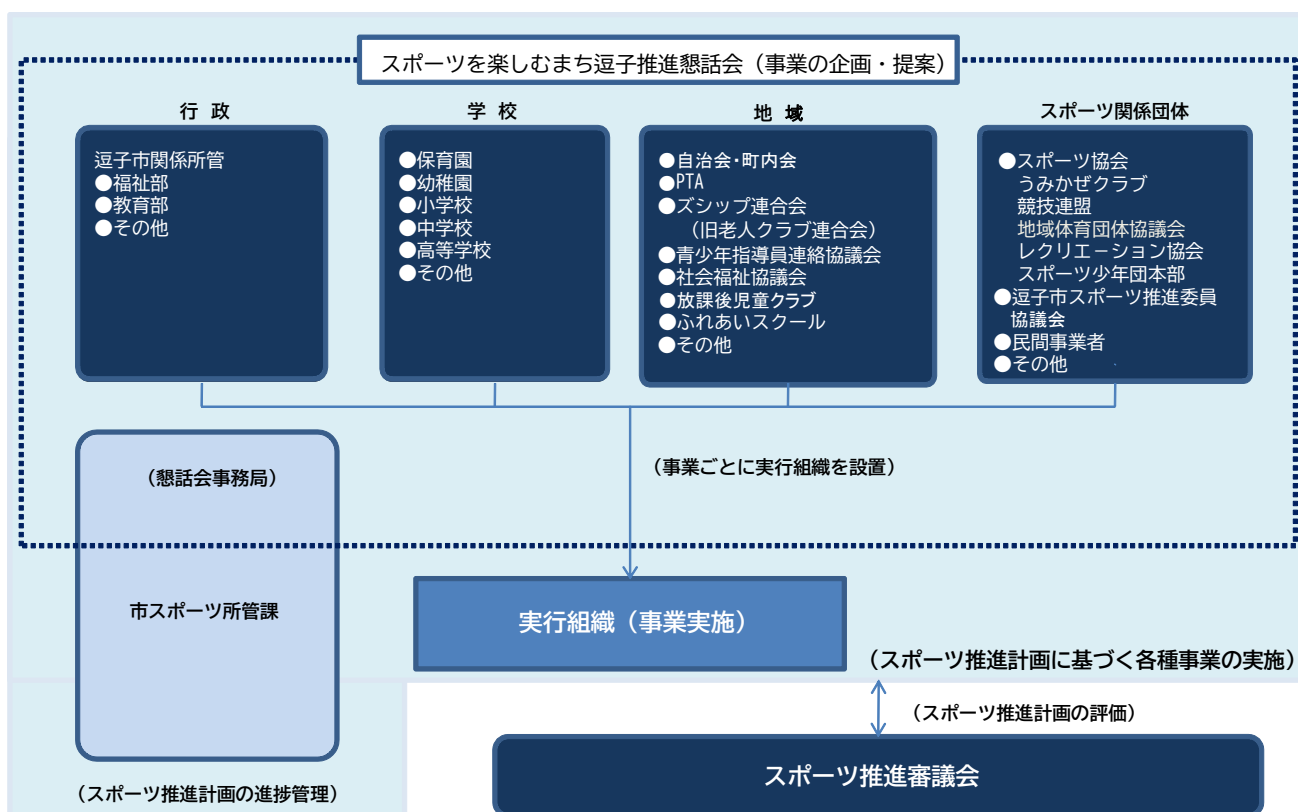


1. 推進体制

計画の推進に向けては、市民、地域やスポーツ関係団体、学校、行政などが、協働して活動すると同時に、それぞれが主体的なスポーツ推進の担い手となって取り組むことが重要です。

本計画では、「スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会」をあらたに設置し、逗子市全体で基本理念「スポーツを楽しむまち逗子～青い海と豊かな緑にかこまれて～」の実現を目指し、計画を推進して行きます。

図表 Ⅲ-1-1 スポーツ推進計画 推進体制図



【それぞれの役割】

○「スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会」

「スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会」は、地域スポーツの推進を図る（公財）逗子市スポーツ協会及び加盟団体をはじめ、地域スポーツを支援してゆくスポーツ推進委員協議会などのスポーツ関係団体、学校、地域、行政で組織します。（本懇話会には必要に応じて部会を設けるものとします。）

この推進懇話会の役割は次のとおりです。

- スポーツ推進計画に基づく推進事業の企画・提案・実施
- 総合型地域スポーツクラブの育成に向けた企画・提案
- 地域のスポーツサークル、人材の交流、ネットワーク化の促進及び調整
- その他スポーツ推進計画に沿った市民のスポーツ活動の促進に関すること

○実行組織

実行組織は事業ごとに、「スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会」を構成する関係団体で組織し、事業の具体的な実行を担当します。

○逗子市（関係所管）

計画の基本理念「スポーツを楽しむまち逗子 ～青い海と豊かな緑にかこまれて～」を実現するため、庁内関係所管が「スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会」にメンバーとして参画し、限られた地域の資源の有効活用を図りながら、懇話会参加団体・組織との協働により本計画の推進を行います。

また、スポーツ所管課は推進懇話会の事務局を担当するとともに、スポーツ推進審議会と連絡を密にし、本計画の進捗管理を行います。

○逗子市スポーツ推進審議会

本計画を評価し、推進に必要な助言・提言を行います。また、評価は定期的に行います。

2. 評価組織

○評価組織

スポーツ推進審議会で評価を実施します。

○評価方法

年度当初に作成された主な取り組みについて実施計画をもとに、計画に対する評価を定期的に行います。

※数値目標（20歳以上スポーツ実施率）を設定し、まちづくりアンケートの結果で計画に対する評価をします。



IV 資料



1. 用語集

力行

介護予防 P1

要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）ことです。

学校支援地域本部 P7

地域住民が学校を支援する取り組みを発展させて組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするものです。

学校支援ボランティア P7

実際に支援活動（学習支援活動・部活動の指導・校内の環境整備・学校行事の運営支援等）を行う地域住民のことです。

かながわ駅伝 P18

市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会は、各市町村から選抜された7人の選手が、山北町丹沢湖周回コースを走り、7区間（42.236km）をタスキリレーするものです。

県スポーツリーダーバンク P19

神奈川県における取組みで、スポーツ活動の普及振興を図る目的で、平成2年より始まったスポーツ指導者の登録・紹介制度のことです。

神奈川県障害者スポーツ大会 P16

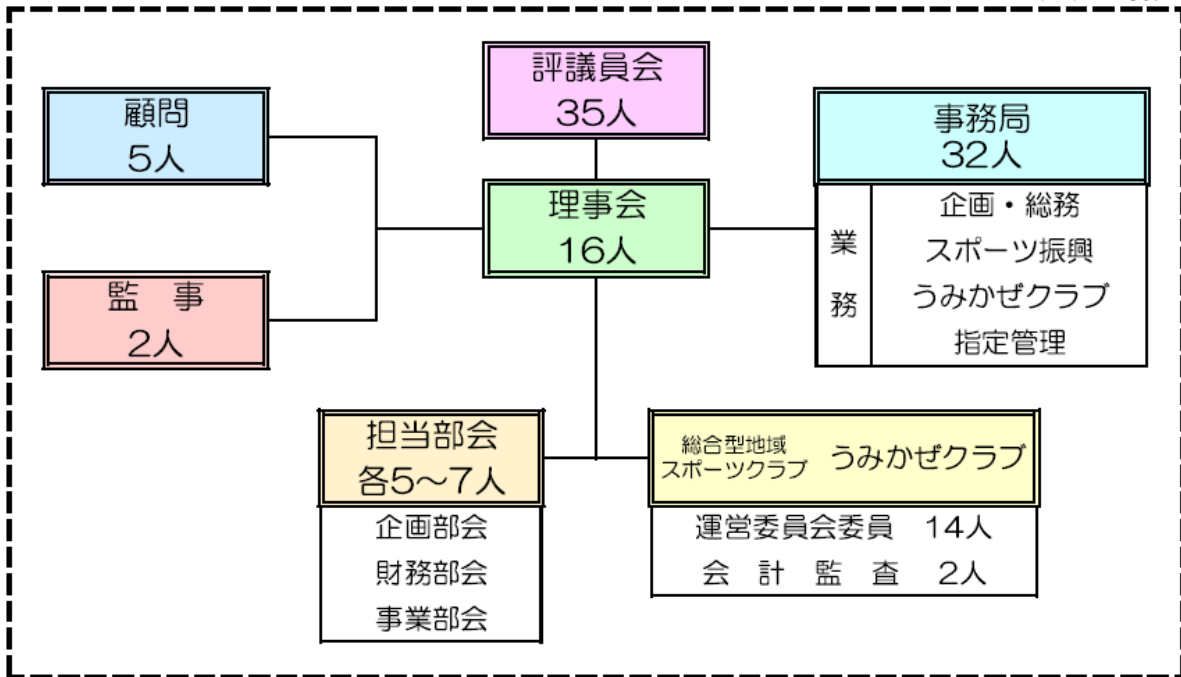
障がい者がスポーツを通じ、健康の維持および体力の増進並びに活発な精神活動の促進を図るとともに、県民の障がいに対する関心と理解を深め、障がい者の社会参加に寄与することを目的とし、2007年度（平成19年度）から開催されています。

（公財）逗子市スポーツ協会 P15

逗子市競技連盟（21団体）、逗子市地域体育団体協議会（8団体）、逗子市レクリエーション協会（4団体）、逗子市スポーツ少年団本部（8団体）、「うみかぜクラブ」の計42団体の他、その下部組織により構成されています（次ページの組織図参照）。

図表IV-1-1 (公財) 逗子市スポーツ協会組織図

令和5年6月25日時点



加 盟 団 体			
逗子市競技連盟 (21団体)	逗子市 地域体育団体協議会 (8団体)	逗子市 レクリエーション協会 (4団体)	逗子市 スポーツ少年団本部 (8団体)
逗子野球協会 逗子水泳協会 逗子柔道協会 逗子バドミントン協会 逗子剣道協会 逗子卓球協会 逗子バレーボール協会 逗子バスケットボール協会 逗子市陸上競技協会 逗子市ソフトテニス協会 逗子弓道協会 逗子市ソフトボール協会 逗子スキー協会 逗子サッカー協会 逗子アーチェリー協会 逗子市テニス協会 逗子ヨット協会 逗子市合気道連盟 逗子市ゴルフ協会 逗子市射撃協会 逗子レスリング協会	桜山体育会 小坪体育協会 久木体育会 沼間体育会 逗子体育会 池子体育会 新宿体育会 山の根体育会	逗子市 フォークダンス協会 逗子市 ゲートボール連合 逗子ターゲット・ バードゴルフ協会 逗子市グラウンド・ ゴルフ協会	小坪マリナーズ スポーツ少年団 柳陰スポーツ少年団 逗子柔道 スポーツ少年団 池子パイレーツ スポーツ少年団 沼間グリーンファイターズ スポーツ少年団 逗子オーリーブス スポーツ少年団 剣柳スポーツ少年団 逗子リトルリーグ スポーツ少年団

サ行

指定管理者制度 P21

市の指定する団体が、公の施設の管理運営を行うことです。指定管理者制度の目的は、民間事業者のノウハウを活用することにより、市民の皆さんの様々なニーズに効果的・効率的に対応し、市民サービスの質を向上させることにあります。

市民総合体育大会 P18

スポーツ協会主催、主管各種目協会によって開催される体育大会です。

逗子市内一周駅伝競走大会 P19

池子の森自然公園 400mトラックをスタートし、市内のほぼ全域をまわり小坪海浜公園脇をゴールとする5区間 21.7km のコースをタスキリレーするものです。地域対抗の部・団体対抗の部があります。

総合型地域スポーツクラブ P2

子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。

タ行

地域コーディネーター P7

学校支援ボランティアに実際に活動を行ってもらうなど、学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整などを行い、学校支援地域本部の実質的な運営を担う人のことです。

地域ファミリー運動会 P19

スポーツ協会が地域活動振興事業として行っている運動会です。桜山、小坪、久木、東逗子、逗子、池子、新宿、山の根の各地域で開催されています。

バリアフリー化 P21

障がいのある人、介助を必要とする人などに配慮し、できるかぎり建物などの物理的な障がいを取り除くことです。

2. 関連法令・計画等

○スポーツ基本計画（概要）

文部科学省 2011年（平成23年）

第1章 スポーツをめぐる現状と今後の課題

1. 背景と展望

スポーツ基本法におけるスポーツの果たす役割を踏まえ、目指すべき具体的な社会の姿として以下の5つを掲示。

- ① 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- ② 健康で活力に満ちた長寿社会
- ③ 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- ④ 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- ⑤ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

2. スポーツ基本計画の策定

計画の期間は、10年間程度を見通した平成24年度からの概ね5年間。地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」を定めるための指針となるよう、国と地方公共団体が果たすべき役割に留意して策定。

第2章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、次の課題ごとに政策目標を設定。

- ① 子どものスポーツ機会の充実
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦ スポーツ界の好循環の創出

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

政策目標：子どものスポーツ機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。

そうした取組の結果として、今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目標とする。

(1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進

- ・「全国体力・運動能力等調査」に基づく体力向上のための取組の検証改善サイクルの確立
- ・幼児期における運動指針をもとにした実践研究等を通じた普及啓発

(2) 学校の体育に関する活動の充実

- ・体育専科教員配置や小学校体育活動コーディネーター派遣等による指導体制の充実
- ・武道等の必修化に伴う指導力や施設等の充実
- ・運動部活動の複数校合同実施やシーズン制による複数種目実施等、先導的な取組の推進
- ・安全性の向上を図るための学校と地域の医療機関の専門家等との連携の促進、研修の充実
- ・障害のある児童生徒への効果的な指導の在り方に関する先導的な取組の推進

(3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

- ・子どものスポーツ参加の二極化傾向に対応した、総合型クラブやスポーツ少年団等における子どものスポーツ機会を提供する取組等の推進
- ・運動好きにするきっかけとしての野外活動やスポーツ・レクリエーション活動等の推進

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進

政策目標：ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

そうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標とする。

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動の実態を把握する調査研究等の実施
- ・年齢、性別等ごとに日常的に望まれる運動量の目安となる指針の策定
- ・地域のスポーツ施設が障害者を受け入れるための手引きや用具等の開発・研究の推進
- ・スポーツボランティア活動に関する事例紹介等の普及・啓発の推進
- ・旅行先で気軽に多様なスポーツに親しめるスポーツツーリズムの推進によるスポーツ機会の向上

(2) スポーツにおける安全の確保

- ・全国的なスポーツ事故・外傷・障害等の実態を把握し、その予防を可能にするスポーツ医・科学の疫学的研究の取組を推進
- ・スポーツ指導者等を対象とした、スポーツ事故・外傷・障害等に関わる最新の知見を学習する研修機会を設けるなどの取組の推進
- ・AED設置や携行等のAED使用の体制整備を図るよう普及・啓発

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

政策目標：住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。

(1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進

- ・各地域の実情に応じたきめ細やかな総合型クラブの育成促進
- ・総合型クラブへの移行を指向する単一種目の地域クラブ等への支援拡大
- ・総合型クラブの創設・自立・活動を一体的にアドバイスできる「クラブアドバイザー(仮称)」の育成

(2) 地域のスポーツ指導者等の充実

- ・大学、日体協、日本障害者スポーツ協会等によるスポーツ指導者やマネジメント人材養成の支援
- ・指導者の養成・活用の需要を把握し、効果的な活用方策を検討・普及啓発
- ・スポーツ推進委員に熱意と能力のある人材の登用、研修機会の充実

(3) 地域スポーツ施設の充実

- ・学校体育施設の地域との共同利用化に関する先進事例の普及・啓発
- ・健全者と障害者がともに利用できるスポーツ施設の在り方について検討

(4) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- ・地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放等の推進
- ・健全者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

政策目標：国際競技力の向上を図るため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるといふオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、競技性の高い障害者スポーツを含めたトップスポーツにおいて、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を行う。

その結果として、今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標とする。

また、パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、直近の大会（夏季大会17位（2008／北京）、冬季大会8位（2010／バンクーバー）以上をそれぞれ目標とする。

(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化

- ・NF等へのナショナルコーチ等の専門的なスタッフの配置の支援
- ・スポーツ医・科学、情報分野等による支援や競技用具等の開発等からなる多方面からの高度な支援（マルチ・サポート）の実施
- ・女性スポーツの情報収集や女性特有の課題解決の調査研究を推進
- ・企業スポーツ支援のため、トップアスリート強化に貢献する企業への表彰等を実施
- ・競技性の高い障害者スポーツについてトップアスリートの発掘・育成・強化の推進

(2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成

- ・JOCにおけるナショナルコーチアカデミーや審判員・専門スタッフ等の海外研さんの機会の充実・確保を支援
- ・NF等における、国内外で人材が活躍できる派遣システムの構築

(3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

- ・オリンピック競技大会の結果等の分析を踏まえつつ、NTC及びJISSを強化。
- ・NTCの中核拠点と競技別強化拠点との連携・協力を図る

5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

政策目標：国際貢献・交流を推進するため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるといふオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的な人的ネットワークの構築等を行う。

(1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等

- ・我が国開催の国際競技大会の円滑な実施に向け、海外への情報発信や海外からのスポーツ関係者の受け入れ等を支援

(2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

- ・スポーツ界における人材派遣・交流等を通じた国際的なネットワークの構築
- ・ドーピング防止活動における国際的な連携の維持・強化
- ・指導者の派遣や関連機材供与等、スポーツ分野における人的・物的な国際交流・貢献の推進
- ・市民レベルのスポーツ大会への人材派遣・受け入れ等による市民レベルでの国際交流の推進

6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

政策目標：スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための環境を整備するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着を図る。

(1) ドーピング防止活動の推進

- ・ JADAにおける、国際的な水準の検査・調査体制の充実、検査技術・機器等の研究開発や、国際的な動向を踏まえた今後の規制の在り方について調査・研究を実施
- ・ 競技団体、アスリート等に対するアウトリーチプログラムや学校におけるドーピング防止教育の充実

(2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進

- ・ 組織運営体制の在り方についてのガイドラインの策定・活用
- ・ スポーツ団体における、運営の透明性の確保やマネジメント機能強化

(3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

- ・ スポーツ団体・アスリート等の仲裁・調停に関する理解増進、仲裁人等の人材育成の推進
- ・ スポーツ団体の仲裁自動受諾条項採択等、紛争解決の環境を整備

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

政策目標：トップスポーツの伸長とスポーツの裾野の拡大を促すスポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。

(1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

- ・ 地域において次世代アスリートを発掘・育成する体制を整備し、将来、育成されたアスリートが地域の指導者となる好循環のサイクルを確立
- ・ 拠点クラブに優れた指導者を配置し、周辺クラブへの巡回指導等を実施
- ・ トップアスリート等に対して「デュアルキャリア」に関する意識啓発を行うとともに、奨学金等のアスリートのキャリア形成のための支援を推進
- ・ 小学校体育活動コーディネーターの派遣体制の整備支援

(2) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- ・ 地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放等の推進
- ・ 健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

(1) 国民の理解と参加の推進

国、独立行政法人、地方公共団体及びスポーツ団体は、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、国民の参加・支援を促進するよう努力する。

(2) 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進

スポーツ団体等の主体的な連携・協働が期待される。また、国は、スポーツ基本法の規定によるスポーツ推進会議において関係行政機関の連絡調整を行うほか、スポーツ庁の設置等行政組織の在り方を検討し、必要な措置を講じる。地方公共団体においても、首長部局や教育委員会等スポーツを所管する組織間の連携の強化が期待される。

(3) スポーツの推進のための財源の確保と効率的・効果的な活用

国の予算措置の充実、民間資金の導入とその効果的な活用を図る。また、スポーツ振興投票制度の売り上げの向上や、業務運営の効率化による収益拡大に努める。

(4) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

計画期間中に進捗状況の不断の検証を行い、次期計画策定時の改善に反映させる。また、計画の進捗状況や施策の効果を適切に点検・評価する方法や指標等の開発を図る。

○第3期スポーツ基本計画（概要）

スポーツ省 2022年（令和4年）

第3期スポーツ基本計画（概要）

【第2期計画期間中の総括】

- ① 新型コロナウイルス感染症：
 - ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限
- ② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会：
 - ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催
- ③ その他社会状況の変化：
 - ▶ 人口減少・高齢化の進行
 - ▶ 地域間格差の広がり
 - ▶ DXなど急速な技術革新
 - ▶ ライフスタイルの変化
 - ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行

こうした出来事等を通じて、改めて確認された

- ・「楽しさ」「喜び」「自覚性」に基づき行われる本質的な「スポーツそのものが有する価値」(Well-being)
- ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」

を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策

<p>持続可能な国際競技力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力を向上させるため、 <ul style="list-style-type: none"> ・NFの強化戦略プランの効果を支援 ・アスリート育成/パスウェイを構築 ・スポーツ賞、科学、情報等による支援を充実 ・地域の競技力向上を支える体制を構築 	<p>共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会による共生社会への理解、関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進 ○ オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進 	<p>スポーツを通じた国際交流・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業で培われた国民ネットワークを活用し、更なる国際協力を推進。スポーツSDGsにも貢献（ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）
<p>大規模大会の運営ノウハウの継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、スポーツにおけるホスピタリティの向上に向けた取組も含め今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用 	<p>地方創生・まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着 ○ 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進 	<p>スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を脅かす事象に対応するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・訓練中傷や性的ハラスメントの防止 ・熱中症対策の徹底など安全・安心の確保 ・暴力脅迫に向けた相談窓口の一層の周知・活用

2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

<p>スポーツを「つくる/はぐくむ」</p> <p>社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれず柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通じた、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出 ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成 ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進 	<p>スポーツで「あつまり、ともに、つながる」</p> <p>様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現 ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化 ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信 	<p>スポーツに「誰もがアクセスできる」</p> <p>性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「増づくり」等の機会の提供 ◆ 居住環境にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域連携の連携強化 ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保
--	---	---

3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

<p>① 多様な主体におけるスポーツの機会創出</p> <p>世代や障害における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、体育の授業の充実、運動部活動の年々の増加、女性・障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ参加率の向上 等</p>	<p>② スポーツ界におけるDXの推進</p> <p>先端技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 等</p>	<p>③ 国際競技力の向上</p> <p>中核種目強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地域における競技力向上を支える体制の構築、国・JPO・地方公共団体が一体となった国民体育大会の開催 等</p>
<p>④ スポーツの国際交流・協力</p> <p>国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームの構築 等</p>	<p>⑤ スポーツによる健康増進</p> <p>健康増進に資するスポーツに関する研究の充実、調査研究成果の共有促進、医療・介護や企業・保護者との連携強化 等</p>	<p>⑥ スポーツの成長産業化</p> <p>スタジアム、アリーナ整備の促進や他産業とのオープンイノベーションによる新たなビジネスモデルの創出支援 等</p>
<p>⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり</p> <p>近郊やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの振興など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全国での加速化 等</p>	<p>⑧ スポーツを通じた共生社会の実現</p> <p>障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ団体の女性役員候補者の活用・育成の支援、意識啓発・情報発信 等</p>	<p>⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化</p> <p>ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、スポーツ団体の財務経理等を行う人材の雇用創出を支援 等</p>
<p>⑩ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材</p> <p>団地・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用促進、地域スポーツコミッションなど地域型組織の活用、全NFでの人材育成及び活用に関する基幹研究を促進、女性のスポーツ指導に精通した指導者養成支援 等</p>	<p>⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保</p> <p>暴力や不審な接触等の相談窓口の拡充や指導者養成・研修の実施、スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進 等</p>	<p>⑫ スポーツ・インテグリティの確保</p> <p>スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ仲裁・調停制度の整備促進等の推進、教育研修や予防活動等を通じたドーピング防止活動の展開 等</p>

『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人々が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

<p>🌟 国民のスポーツ実施率を向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%（障害者は40%） ✓ 1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を100%に近づける（障害者は70%を目指す） 	<p>🌟 生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加</p> <p>（児童86%⇒90%、生徒82%⇒90%）</p> <p>🌟 子供の体力の向上</p> <p>（新体カテストの総合評価C以上の児童68%⇒80%、生徒75%⇒85%）</p>	<p>🌟 誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発 ✓ スポーツ団体の女性理事の割合を40%
<p>🌟 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、銀メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現</p>	<p>🌟 スポーツを通じて活力ある社会を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ スポーツ市場規模15兆円の達成（2025年まで） ✓ スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合15.6%⇒40% 	<p>🌟 スポーツを通じて世界とつながる</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万人の人々への利益を目標に事業を推進 ✓ 国際競技連盟（IF）等役員数37人規模の維持・拡大

Ⅳ スポーツ推進の施策展開

1 スポーツ推進の施策・事業体系



視点 2

スポーツ活動を広げる環境づくりの推進

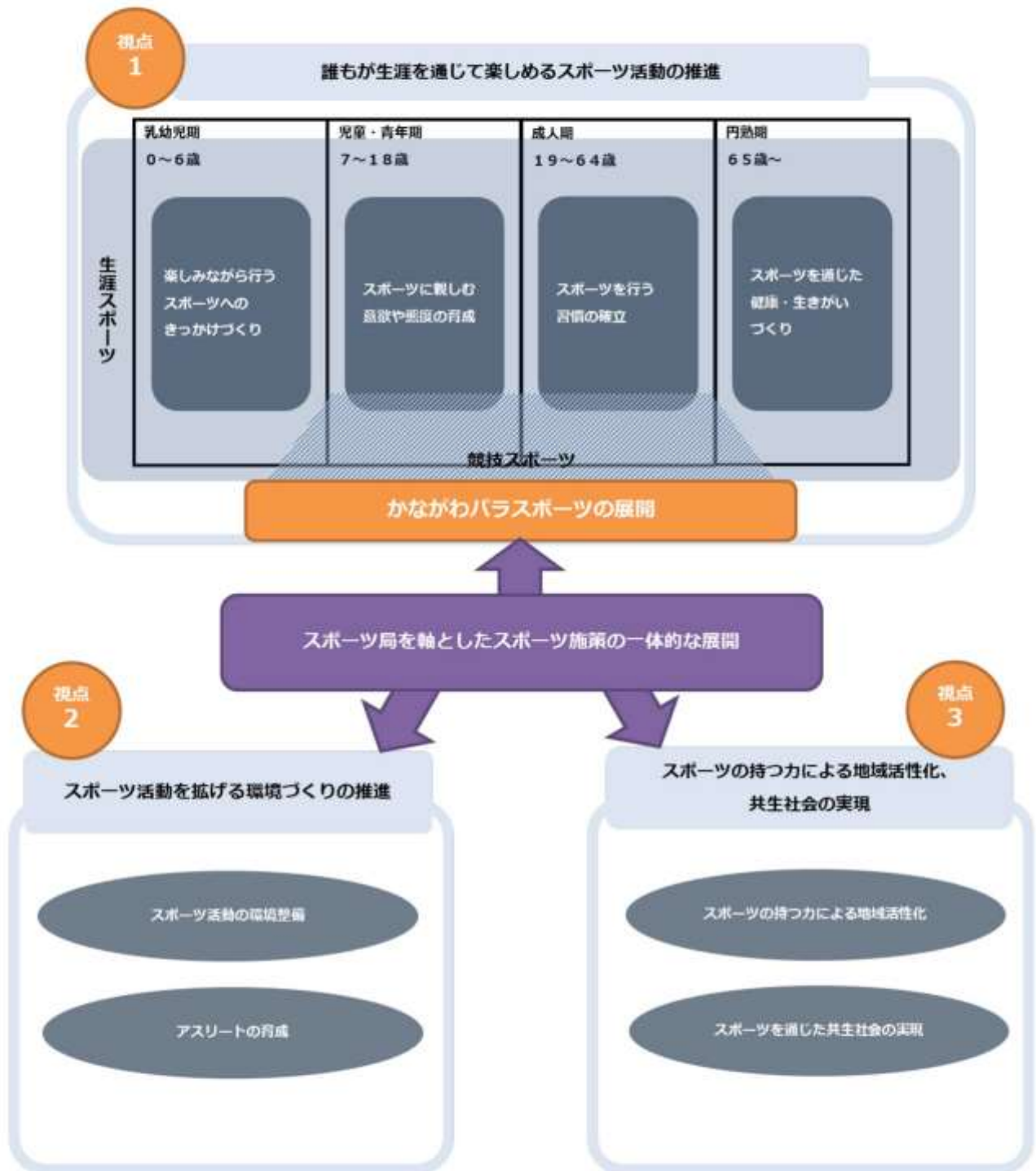
施策	主な取組み
スポーツ活動の環境整備 5	スポーツ環境の基盤となる「人材」の育成 スポーツ環境の基盤となる「場」の充実 地域コミュニティの中心となる総合型地域スポーツクラブの質的充実 スポーツ医・科学の活用促進 クリーンでフェアなスポーツの推進
アスリートの育成 6	競技力の向上 トップアスリートの育成

視点 3

スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現

施策	主な取組み
スポーツの持つ力による地域活性化 7	スポーツを通じて地域を盛り上げる取組み 多様な主体との連携による地域活性化 東京2020大会等のレガシーを活用した取組み
スポーツを通じた共生社会の実現 8	「かながわバラスポーツ」の推進 障がい者スポーツの推進 女性のスポーツ推進

事業体系図



この計画では、ライフステージをおおむね、「乳幼児期：～6歳」「児童・青年期：7～18歳」「成人期：19～64歳」「円熟期：65歳～」の4つに整理しています。

○スポーツ基本法

平成二十三年法律第七十八号

最終改正：平成三十年六月二十日法律第五十六号

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条―第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条―第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条―第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条―第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条―第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現

することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るため

の調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

（優秀なスポーツ選手の育成等）

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日

本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

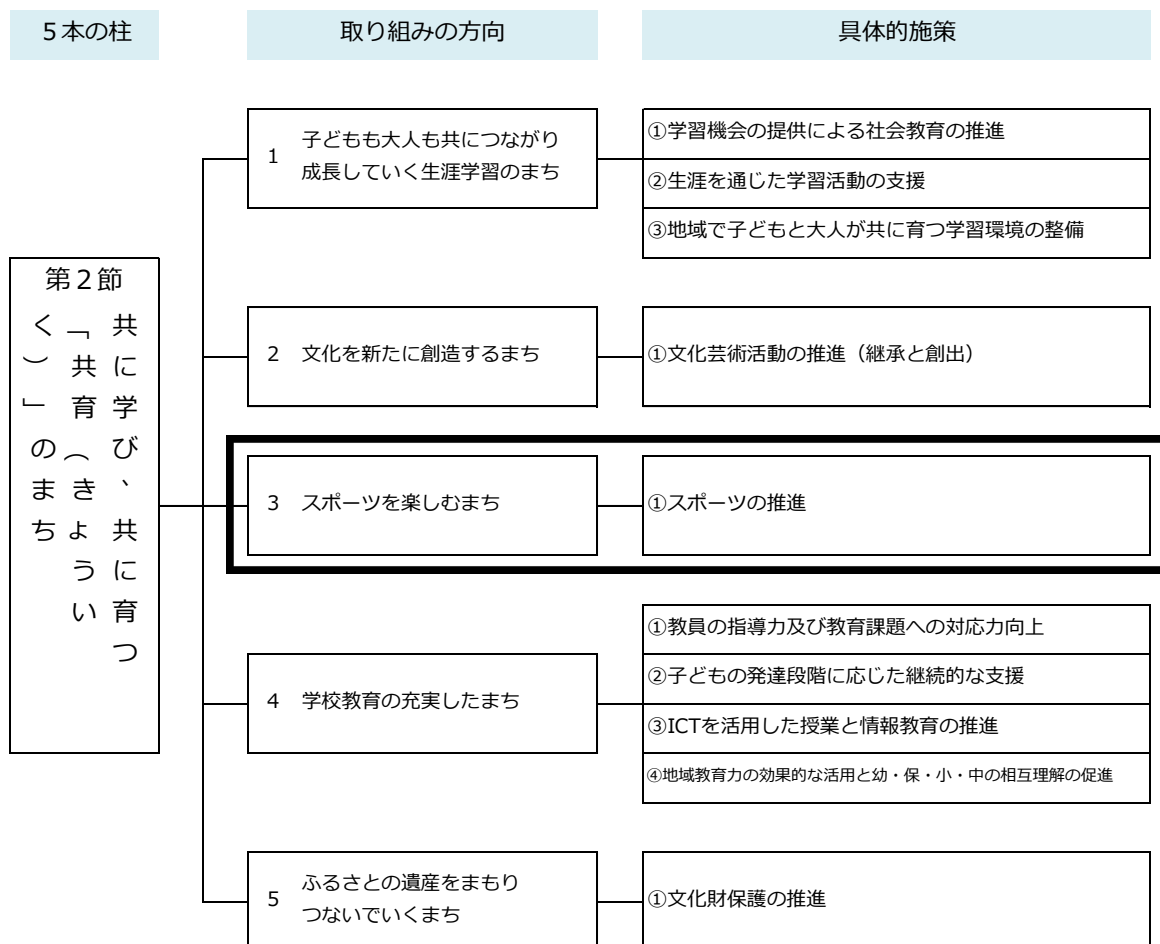
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第2節

共に学び、共に育つ

「共育（きょういく）」のまち



めざすべきまちの姿

世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つ「共育*」理念のもと、市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学び、文化を育み、スポーツに親しみ、その成果を様々な形で生かすことのできる、市民が主役を演じる「共育のまち逗子」をめざします。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029年度】	現状【2022年度】
共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が10ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する意識調査」等の結果に基づく。 ・2023年度の数値から10ポイントの増加をめざすもの。	

取り組みの方向

- 1 子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまち
- 2 文化を新たに創造するまち
- 3 スポーツを楽しむまち
- 4 学校教育の充実したまち
- 5 ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち

基本構想 第2節 取り組みの方向3

スポーツを楽しむまち

わたしたちは、スポーツ都市宣言*の理念に基づき、市民一人ひとりがスポーツに親しみ健康な心とからだをつくる「健康づくり」、みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり明るい生活を営むことができる「場づくり」、スポーツを通じていきいきとした地域連携の輪をひろげる「交流づくり」、スポーツを通じて活力に満ちたまちづくりを推進する「基盤づくり」を進めます。

一人でも多くの市民が、スポーツに親しみ、互いに高め合うことで、健康で豊かな生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、誰もが気軽にスポーツ、健康づくりができるまちをめざします。

◆ 具体的施策 ①

スポーツの推進

《現況・課題》

本市の成人の週1回以上のスポーツ実施率は56.1%となっており、全国値58.7%を下回っている。市民一人ひとりが気軽にスポーツに親しみ、健康な心と体をつくることのできるような機会の提供を行っていくことが重要である。

子どものスポーツ離れによる体力不足が社会問題となっている中、本市の小・中学生の週1回以上のスポーツ実施率は92.3%と高いが、青少年の健全育成、子どもの頃からの健康づくりのためにも、継続してスポーツに親しめる環境づくりが求められる。

2006年（平成18年）に総合型地域スポーツクラブ*「うみかぜクラブ」が誕生したことにより、スポーツを楽しみながら健康維持・増進と市民交流の場が用意されている。

少子高齢化、ライフスタイルの変化など社会的環境の変化に伴い、スポーツに対するニーズも多様化している中、今後も市民が一緒になってスポーツを楽しむことのできる場づくりに、既存の資源を生かして、取り組んでいくことが重要である。

◆ 重要業績評価指標（KPI）

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%以上になっている。	56.1%
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。	
・スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」における目標と同等の実施率を目標とするもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	スポーツ活動に係る事業の推進	総合戦略	4-3-①-8
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逗子市スポーツ推進計画に基づき、スポーツの推進を図る。 ・ スポーツイベントやスポーツ、健康・体力づくり教室を企画し、開催する。 ・ 市民へ「スポーツ実施と健康づくり」に関する情報発信を行う。 		
【参考】 予算事業名	スポーツ推進事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み②	総合型地域スポーツクラブの普及・啓発	総合戦略	—
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合型地域スポーツクラブの普及・啓発、活動支援を行う。 		
【参考】 予算事業名	スポーツ推進事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み③	逗子市スポーツの祭典の開催	総合戦略	—
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逗子市スポーツの祭典を開催する。 		
【参考】 予算事業名	スポーツ推進事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み④	マリンスポーツ等、海でのレジャー体験の推進による地域ブランディング	総合戦略	2-2-②-13
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ (公財) 逗子市スポーツ協会に委託し、マリンスポーツの教室を実施する。 		
【参考】 予算事業名	スポーツ推進事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み⑤	子どもを対象としたスポーツ活動に係る事業の推進	総合戦略	1-2-③-7
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ (公財) 逗子市スポーツ協会に委託し、ジュニアスポーツ教室等を実施する。 		
【参考】 予算事業名	スポーツ推進事業	担当課	文化スポーツ課

○逗子市スポーツ推進審議会条例

昭和 37 年 2 月 19 日

逗子市条例第 2 号

最終改正：平成 26 年 3 月 25 日条例第 15 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条第 1 項の規定に基づく審議会として、逗子市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、スポーツ基本法第 35 条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツの団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、10 人以内の委員で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(任命)

第 4 条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
(会長等)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 6 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 審議会の委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。

(議事)

第 7 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

○メンバー名簿

氏 名	所 属 等	備 考
村 松 雅	公益財団法人 逗子市スポーツ協会 副会長	※会長
川 名 裕	前逗子市立久木中学校 校長	※副会長
會 田 勉	神奈川県立逗子葉山高等学校	
佐 藤 千 香	逗子市スポーツ推進委員協議会 副会長	
石 丸 葉 子	神奈川県立スポーツセンター 事業推進部 健康・パラスポーツ課長	

(順不同、敬省略)

3. アンケート調査概要

3-1 逗子市の文化振興・スポーツ推進に関するアンケート及び小・中学生アンケート

3-1-1 調査の概要

(1) 調査目的

スポーツ推進の今後の方向性等を検討する際の基礎資料とするため、市民の日常的なスポーツ活動の状況、今後の活動意向などについてのアンケート調査を実施した。

(2) 調査概要

① 調査対象

市内の公立の「小・中学生」3,831人および市内に居住する「15歳以上」の市民の中から、2,000人を無作為に抽出し、調査対象とした。

② 調査方法

- ・15歳以上 : 郵送により送付、郵送またはwebで回答
- ・小・中学生 : webで回答

③ 調査期間

- ・15歳以上 : 2023年(令和5年)3月8日～3月27日
- ・小・中学生 : 2023年(令和5年)12月15日～2024年(令和6年)1月3日

④ 回答数

- ・15歳以上 : 592件(回収率 29.6%)
- ・小・中学生 : 654件(回収率 17.1%)

3-1-2 【集計結果（主なもの）15歳以上】 ※設問後の[]は各設問の母数。行末の数字は回答数、比率。

1 あなたが、この1年間に行ったスポーツ等は何ですか。（複数回答）[508] ※上位10種目

ウォーキング	326	64.2%
散歩（犬の散歩を含む）	311	61.2%
登山、ハイキング	180	35.4%
筋力トレーニング	150	29.5%
ジョギング、ランニング	107	21.1%
体操（縄跳びを含む）	90	17.7%
水泳（水中歩行・水中運動を含む）	89	17.5%
海水浴、川遊び	85	16.7%
ヨガ、ピラティス	74	14.6%
ダンス、社交ダンス	70	13.8%

2 あなたが、今後新しく行ってみたいと思うスポーツ等がありますか。（複数回答）[508]
※上位10種目

ヨガ、ピラティス	73	14.4%
登山、ハイキング	68	13.4%
スタンドアップパドル（SUP）	61	12.0%
筋力トレーニング	51	10.0%
ウォーキング	46	9.1%
カヤック、カヌー	43	8.5%
サーフィン	41	8.1%
水泳（水中歩行・水中運動を含む）	37	7.3%
乗馬	36	7.1%
スキューバダイビング、シュノーケリング	34	6.7%

3 あなたは、どのような理由でスポーツ等を行っていますか。（複数回答）[570]

健康や体力の保持・増進のため	385	67.5%
運動不足解消のため	214	37.5%
気分転換・ストレス解消のため	204	35.8%
体型の維持・改善のため	160	28.1%
友人・家族とのコミュニケーションのため	89	15.6%
行っていない	82	14.4%
体を動かすことが好きだから	78	13.7%
自然とふれあうため	61	10.7%
余暇の充実のため	52	9.1%
大会や試合に参加するため	29	5.1%

目標や記録への挑戦のため	25	4.4%
その他	13	2.3%
特に理由はない	11	1.9%

4 あなたが、スポーツ等をしていない理由は何ですか。(3つ以内の複数回答) [108]

年をとったから	38	35.2%
仕事(育児や介護を含む)が忙しく時間がないから	30	27.8%
やるきっかけや機会がないから	29	26.9%
けがや病気など身体の調子が悪いから	24	22.2%
面倒くさいから	18	16.7%
仕事や日常生活で体を動かしているから	16	14.8%
特に理由はない	13	12.0%
仲間がないから	11	10.2%
運動やスポーツに興味がないから	10	9.3%
その他	7	6.5%
近くにスポーツをする場所や施設がないから	6	5.6%
お金がかかるから	5	4.6%
指導者がいないから	1	0.9%
無回答	3	2.8%

5 あなたは、スポーツ施設の利用を促進するためには、どのようなことが重要であると考えますか。(3つ以内複数回答) [551]

初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実	210	38.1%
利用手続き、料金支払い方法の簡略化	154	27.9%
利用時間帯の拡大(早朝、夜間など)	124	22.5%
利用案内などの広報の充実	117	21.2%
専門的なスタッフの配置	106	19.2%
高齢者や障がいのある方が利用しやすい施設・設備の整備	104	18.9%
施設数の増加	100	18.1%
駐車場の整備	72	13.1%
アフタースポーツのための施設(レストランなど)の充実	65	11.8%
健康やスポーツに関する情報の充実	64	11.6%
指導者の配置	63	11.4%
わからない	59	10.7%
その他	25	4.5%
託児施設の充実	19	3.4%

6 逗子市には、地域の日常的なスポーツ活動の場として、地域住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブである『うみかぜクラブ』がありますが、ご存じですか。[554]

知っていて利用したことがある	52	9.4%
知っているが利用したことがない	264	47.7%
知らない	238	43.0%

7 あなたは、市民がスポーツ等を活発にするために何が重要だと思いますか。
(3つ以内複数回答) [549]

初心者向けのスポーツ教室の充実	172	31.3%
公共スポーツ施設の利用時間の拡大	157	28.6%
自宅徒歩圏内に運動できる施設の整備	153	27.9%
公共スポーツ施設の低料金化	148	27.0%
スポーツ施設の増設	122	22.2%
魅力的なスポーツの紹介	109	19.9%
健康・スポーツ指導者の充実	98	17.9%
スポーツクラブなどの情報提供の充実	88	16.0%
わからない	70	12.8%
運動場への託児所などの設置	30	5.5%
その他	28	5.1%

8 あなたは、子どものスポーツ等を促進するために何が重要だと思いますか。
(3つ以内複数回答) [520]

子ども向けスポーツクラブやスポーツ教室の充実	303	58.3%
勝ち負けにこだわらない楽しむための運動の促進	212	40.8%
専門指導者の学校運動部への派遣	172	33.1%
プロスポーツ選手と触れ合う機会の提供	169	32.5%
部活指導者への研修	97	18.7%
少人数で運動部活動ができない種目の複数校での合同部活動の展開	78	15.0%
大会や練習試合の頻繁な開催	66	12.7%
その他	30	5.8%

3-1-3 【集計結果（主なもの）小・中学生】 ※設問後の[]は各設問の母数。行末の数字は回答数、比率。

1 あなたが、この1年間に行った運動・スポーツはなんですか。（複数回答）[635] ※上位10種目

水泳	375	59.1%
海水浴、川遊び	273	43.0%
かけっこ	251	39.5%
散歩（犬の散歩を含む）	235	37.0%
サッカー	211	33.2%
なわとび、ダブルダッチ	200	31.5%
バドミントン	196	30.9%
ドッチボール	195	30.7%
バスケットボール	191	30.1%
ジョギング、ランニング	175	27.6%

2 あなたが、今後新しく行ってみたいと思う運動・スポーツはありますか。（複数回答）[526]
※上位10種目

バドミントン	65	12.4%
バスケットボール	61	11.6%
キャンプ	60	11.4%
バレーボール	55	10.5%
ウィンタースポーツ（スキーなど）	55	10.5%
弓道	54	10.3%
釣り	54	10.3%
テニス	53	10.1%
ダンス	49	9.3%
e-スポーツ	48	9.1%

3 あなたは、どのような理由で運動・スポーツを行っていますか。（複数回答）[653]

楽しいから	468	71.7%
好きだから	351	53.8%
うまくなりたいから	331	50.7%
からだを動かしたいから	237	36.3%
試合に勝ちたいから	193	29.6%
自分の得意なことをやりたいから	166	25.4%
丈夫なからだをつくりたいから	147	22.5%
みんなで集まりたいから	142	21.7%

練習をしたいから	127	19.4%
ストレス解消をしたいから	123	18.8%
やせたいから	91	13.9%
プロの選手になりたいから	87	13.3%
新しい友達と知り合えそうだから	82	12.6%
親にすすめられたから	68	10.4%
友達にさそわれたから	58	8.9%
自分を認めてもらいたいから	53	8.1%
特に理由はない	43	6.6%
行っていない	38	5.8%
兄弟姉妹がやっているから	32	4.9%
進学する時に有利になりそうだから	30	4.6%
他にすることがないから	27	4.1%
その他	6	0.9%
先生にすすめられたから	5	0.8%

4 あなたが、運動・スポーツをしていない理由はなんですか。(複数回答) [200]

疲れるから	61	30.5%
運動・スポーツより他にしたいことがあるから	55	27.5%
下手だから	51	25.5%
面倒だから	49	24.5%
勉強や習いごとで忙しいから	44	22.0%
特に理由はない	36	18.0%
自分のやりたいと思う運動・スポーツがないから	34	17.0%
きらいだから	26	13.0%
つまらないから	23	11.5%
するところがないから	21	10.5%
仲間がいないから	18	9.0%
お金がかかるから	14	7.0%
その他	13	6.5%

5 あなたは、どのようになれば、もっと運動・スポーツをするようになると思いますか。(複数回答) [646]

一緒に運動・スポーツをする友だちがいること	408	63.2%
楽しく気軽にできる運動・スポーツがあること	288	44.6%
家の近くに運動・スポーツのできる場所がたくさんあること	268	41.5%
運動・スポーツを教えてくれる人がいること	243	37.6%
勝ち負けにこだわらないこと	129	20.0%

プロスポーツ選手とふれあうことができること	121	18.7%
小・中学生向けの色々なスポーツ教室があること	112	17.3%
わからない	50	7.7%
その他	20	3.1%

6 あなたは、学校の運動部、地域や民間のスポーツクラブなどに入っていますか。(複数回答) [643]

どこにも入っていない	210	32.7%
学校の運動部やサークル	186	28.9%
民間のスポーツクラブ	181	28.1%
地域のスポーツクラブ(うみかぜクラブ、スポーツ少年団など)	120	18.7%
その他	17	2.6%

4. 計画の策定について

○スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会運営要綱

平成 24 年 6 月 1 日

要綱

最終改正：令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、逗子市スポーツ推進計画の実現を目指し、市民、地域、スポーツ関係団体、学校、行政等が協働して活動することについて、市民、関係者等の意見を聴取することを目的にスポーツを楽しむまち逗子推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(参加者)

第 2 条 懇話会の参加者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 公益財団法人逗子市スポーツ協会から推薦された者
- (3) 地域団体から推薦された者
- (4) 逗子市立小学校長会又は逗子市立中学校長会から推薦された者
- (5) その他教育長が必要があると認めたる者

2 懇話会への参集の求めは教育長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

3 教育長は、必要があると認めるときは、懇話会の参加者、第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる団体から推薦される者等による会議を設けることができる。

(平成 26 年 4 月 1 日・令和 3 年 4 月 1 日・一部改正)

(座長及び副座長)

第 3 条 懇話会に座長及び副座長を置き、参加者の互選により定める。

2 座長は、懇話会の会議の進行、調整等を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第 4 条 教育長は、懇話会の開催に当たり、スポーツの推進について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第 5 条 教育長は、必要があると認めるときは、参加者及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(平成 26 年 4 月 1 日・一部改正)

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○メンバー名簿

氏 名	推薦母体 等	備 考
石 渡 眞 澄	公募市民	※副座長
野 口 裕 之	公募市民	
山 口 勝	公益財団法人 逗子市スポーツ協会	※座長
松 井 弘 喜	逗子市スポーツ推進委員協議会	
鈴 木 正 俊	逗子市青少年指導員連絡協議会	
岸 原 晃	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会	
長 塚 諭	小学校校長会・中学校校長会	
堀 田 昌 希	逗子市福祉部社会福祉課	
小 野 憲	逗子市教育部学校教育課	
梅 澤 秋 久	横浜国立大学 教育学部 教授	※アドバイザー

(順不同、敬省略)

○策定経緯

年 月 日	内 容
令和 5 年 6 月 8 日	第 1 回スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会
令和 5 年 11 月 29 日	第 2 回スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会
令和 6 年 1 月 15 日	第 3 回スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会
令和 6 年 1 月 26 日	パブリックコメント
～ 2 月 26 日	
令和 6 年 3 月 日	第 4 回スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会

逗子市スポーツ推進計画

<2024年（令和6年）改定版>

発行日 | 2024年（令和6年）3月
発行 | 逗子市教育委員会（市民協働部文化スポーツ課編集）
〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号
TEL 046-873-1111（代表）
FAX 046-873-4520
E-mail bunkasports@city.zushi.lg.jp
